

県南広域振興局長告示第135号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成24年9月11日

県南広域振興局長 田村均次

1 短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310900071	ニコニコハウス	一関市三関字小沢68番地3	平成24年9月30日

2 自立訓練

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310900386	障害福祉サービス事業所ワーク ジョイかわさき	一関市川崎町薄衣字高成3番地	平成24年9月30日